

1. 火災・地震・津波発生時における予防と対応

(1) 予防(事前の環境整備)

保育所で行う地震避難訓練は大規模地震において、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人ひとり及び、園児が身につけるものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えていくことが大切である。また、地域と密接な協力・連携が出来る関係を築いておくことも必要である。

① 避難訓練計画

- ・大規模地震を想定した訓練を実施
- ・緊急避難訓練の実施
- ・安全確認訓練の実施
- ・避難訓練通路、経路の確認
- ・非常時持ち出し備品の確認と使用方法の習得
- ・地震発生時における各職員の役割分担の確認

② 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における保育所の対応及び避難先を周知する。
- ・保護者からは入園時に携帯電話番号などの緊急連絡先を聴取し、変更があれば申告するよう呼びかける。

③ 施設整備の点検等

- ・地震時に、転倒しやすい家具、電化製品、備品などが転倒防止されているかを点検する。
- ・地震直後に万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ・防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検と整備をする。
- ・冬季には雪で避難経路が塞がれていないか確認し必要であれば除雪する。
- ・職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、保育の中で動特性をしっかりと把握する。
- ・非常口や、防火扉に避難の妨げとなる物が置かれていないか確認する。

(2) 大地震発生時の対応

1. 園舎内(遊び、活動、食事など)で地震が起きた場合

- ① 避難誘導は、園児が安心できるような言葉がけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るように指示し、緊急避難する。
- ② 避難誘導は、ピアノ、窓ガラス、机、その他の倒れやすい物等から園児を遠ざける。
- ③ 園児及び職員は、机等に身を隠し机の脚を持ち揺れが収まるまで様子を見る。
- ④ 職員はできるだけ速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。

- ⑤ 揺れが収まったら、一時園庭に避難し、全園児と職員の安全と人数確認を行い、初動消火系と情報伝達・指示系で施設の点検をし、園長又は代理へ報告する。
- ⑥ 誘導系・救護系（職員）は指示があるまで園庭に座って待機する。施設内には安全が確認できるまで立ち入らない。
- ⑦ 初動消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し安全を確認する。
- ⑧ 情報収集系は、全園児と職員の安全確認と同時に、津波などの二次災害が起きる可能性を鑑み、携帯ラジオで情報を収集し園長へ報告する。

2、園舎外

- ①園庭では柵、建造物から遠ざけ、出来るだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉がけをし、揺れの収まりを待つ。
- ②地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ③どの場面でも揺れが収まり次第、速やかに担任は担当教室の園児の安全確認を行い、園庭の緊急避難場所まで誘導するとともに、園児の人数確認をする。

3、園外保育（近郊公園等）

- ①揺れを感じたら直ちに園児を集め、出来るだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の確保をする。
- ②切れた電線などに絶対触れないよう園児に注意する。
- ③ブロック塀・自動販売機・ガラスその他の落下及び転倒物に注意する。
- ④津波などの二次災害等が無いかわかり確認する。
- ⑤携帯電話で保育園・園長携帯・主任携帯に連絡を入れ、必要な場合は保育園に応援を要求する。その間、担任は園児と共に近隣の安全な場所で待機する。
- ⑥全員無事で自力で園に戻れるようなら安全を確認しながら慎重に園に戻る。

4、園外保育（遠足等）

- ①《事前調査》園外保育下見の際に目的地の状況を把握する。
- ②《事前調査》地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく。
- ③《園外保育中》園児の安全を第一に考え対応し落ち着いて行動する。
- ④《園外保育中》園外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて保育園・園長・主任携帯のいずれかに連絡をいれる。災害の状況により応援を求めるとして保育園に戻る。連絡がとれない場合は現場の指揮者の判断で行動する。

⑤<<目的地までの途中>>窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意をする。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレールを通して感電することがあるので十分に注意する。

5、登園降園時 登園降園時は異年齢集団であり、保護者の出入りが激しい等、非常に流動的であることを念頭においてその場にあった、対応が必要である。但し、基本的には「園舎内(遊び・活動・食事など)で地震が起きた場合」を参考にし、その他の注意すべき点を以下の通りとする。

①居合わせた保護者に協力を求め、避難行動を指示する。

②園長は、災害状況により、その後の保育所の業務が維持できるかどうかの判断をして、立札や張り紙などで入り口付近に掲示する。

8、残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで保育所にて原則24時間は園児を保護する。その後は行政の設置した救護所へ移動する

①夜間や建物の倒壊や災害等の恐れがある場合は、第二避難所(川中西小学校)へ避難しそこで保護する。

その場合、園長又は、代理は避難先等の行き先がわかるように玄関等に立札や掲示板などで掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。

②職員は残留する園児の人数、その他必要な事項を記録し園長に報告する。

③保育所で震災後24時間が経過し、且つ保護者の安否が確認できない場合や近隣の親族が引き取りに来られない場合は、災害遺児として行政の設置した救護場所へ移動する。

9、避難

大地震が起きてもすぐに保育所を離れるのではなく、保育所や周囲に火災が発生した場合や、津波の恐れがある場合、園舎の被害が大きく危険であると判断した場合は、第二避難所(川中西小学校)や行政の指示する避難救護所の一時集合所に避難する。

①災害救護所への避難

保育所より避難の際は、川中公民館分館及び川中西小学校が行政の事前に指定する震災救援所になっているので、状況を確認しながら避難する。日頃より経路を把握し園児を安全に誘導できるように、列を持続しながら前後に出来るだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出しの最低限のものを持ち出す努力をする。

②津波発生時の避難 津波発生のおそれがあると判断した場合、当園園舎 2 階に一時避難する。発生から短時間で津波が来ると予想されるため、状況を確認しながら早急に避難する。安全に誘導できるように、列を持続しながら前後に出来るだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出しの最低限の物を持ち出す努力をする。

③保育所を離れる際の注意

保育所を離れる際は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために正門及び建物に掲示する。

④災害避難所



第一避難所	みどり保育園（園庭、ホール、2階）	綾羅木第一公園
第二避難所	川中西小学校	地震：○ 津波：○ 高潮：○ 土砂災害：○ 洪水：○
第三避難所	川中公民館分館	地震：× 津波：○ 高潮：○ 土砂災害：○ 洪水：○

関係各所連絡先

下関市役所 231-1111	下関市幼児保育課 231-1929
川中公民館分館 253-3501	川中西小学校 252-1949
下関北消防署 253-0119	川中交番 252-2307

10、園児又は職員が負傷した場合

- ① 応急処置は日頃より園に備えてある救急用品で手当とする。
- ② 中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、下関市が指定する医療救護所で手当を受ける。
- ③ 更に救命・救急措置が必要な重傷者は、行政の指定する広報医療施設に搬送し治療を受ける。

2 火災時における予防と対応

保育所で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を職員 一人ひとりが身に付けていく為のものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておく必要がある。

1、事前の環境整備

(1) 避難訓練の実施

- ①火災状況を想定した訓練を実施する
- ②消火訓練を実施する【初期消火・消火器・消火栓の取り扱いなど】
- ③通報訓練を実施する【消防署】
- ④避難通路・経路の確認をする
- ⑤火災報知設備及び非常ベルの使用方法を習得する
- ⑥火災発生時における各教員の役割分担を確認する

(2) 保護者への事前連絡

- ①保護者へは事前に緊急時における保育所の対応及び避難先を周知する
- ②保護者からは年度初めに緊急連絡先を聴取する

(3) 設置設備の点検等

- ①出火元となりやすいガス器具・コンセント・配線・配電等の正しい使用方法を習得及び正常に作動しているか点検する
- ②万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする
- ③避難経路に障害物などがいないか常に確認する
- ④防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検や整備を実施する
- ⑤職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日常の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握しておく

2、火災発生時の手順

(1) 発生時の基本的な流れ **火災発見** → **初期消火** → **通報連絡** → **避難誘導** → **報告**

(2) 保育中に火災が発生した場合

- ①火災を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる
- ②知らせを受けた職員は、速やかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせる
- ③第一発見者及び知らせを聞いた職員は可能な限り初期消火に努める
- ④各職員は、園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする
- ⑤消防署への通報
- ⑥子どもの避難誘導（子どもの人数把握及び責任者への報告）

⑦地域住民関係者への連絡

⑧落ち着いて行動することを心掛け、子どもに動揺を与えないよう努める

⑨出火元・火の回り具合・煙・風向きなどを考え、より安全な場所に避難する

⑩安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする

⑪火災により翌日以降保育を行う事が困難な場合は、園長より関係各所へ連絡し今後の対応を早急に決定する

3、その他の自然災害における予防と対策

1. 風水害及び台風（積雪・吹雪）

（1）保育所で保育中に風水害及び台風が発生した場合

①強風や大雨の際は保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する

②風で飛ばされそうな遊具やその他の物は撤去する

③漏水等を発見したら速やかに報告する

（2）保育開始前に風水害及び台風が発生した場合

①ラジオ・テレビ等で情報を収集し、園長は登園・休園を判断する

・休園になった場合は、園長より職員緊急連絡にて職員に知らせる

・休園になった場合は、速やかに連絡メールにて休園の連絡を保護者宛に送信する

（3）風水害により施設に被害がでた場合園長が施設の被害を確認し明日以降の保育ができるか速やかに判断して保護者と職員に周知できるようにする

2、落雷 落雷は、発生する前に雷雲が発生し天候の崩れからも予想することが出来るので、保育園にいる場合は建物内に速やかに避難する。また、園外保育等の外出時に落雷の恐れを予測した場合は、下記の事を頭に入れ避難することが望ましい。

①落雷前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部分を流れることは少なくなるという表皮効果があり、この為、雨宿り等で軒先にいることは大変危険であるので退避場所は 慎重に選択しなければならない。

②周囲の木より高い木の幹に寄り添い雨宿りすることも前項の理由によりさけること。

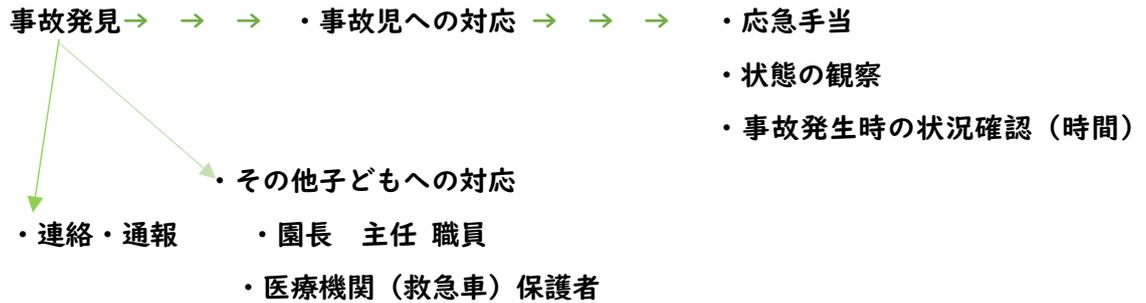
③近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、建物など高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避する。最低でも木の枝や、幹、葉から2メートル以上離れること。

4、事故発生時における予防と対応

子どもを扱う全職員が連携し事故防止に努める必要がある。また、職員は事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが必要である。

1.事故発生時の対応

(1) 事故発生時の基本的な流れ



(2) 事故発生時の対応

①園長又は代理は事故の状況を速やかに把握し記録する

ア 事故の状況・原因・場所・時間

イ 子どもの状態 (出血や打撲の有無・顔色・全身の状況)

ウ 事実に基づいた記録を、時間を追って残す

②保育室にいる職員と判断する

ア 必要処置の判断は単独で行わない

イ 日頃から連絡の分担等の対応の仕方を全職員で確認する

③緊急を要さない医療機関への受診は保護者より事前にかかりつけ医などを確認し、受診する旨の了承を得てから医療機関にかかる

④下記のような症状の場合は、救急車を要請しすぐに医療機関に受診する

ア 意識がもうろうとしたり、うとうとしたりしている

イ 顔色が悪く、ぐったりとしている

ウ 出血がとまらない

エ 吐き気や嘔吐を繰り返している

オ 化学物質を誤飲した

カ 熱傷や火傷の面積が広い

キ 園長やそれに代わるものが判断した場合

⑤ 医療機関に受診する際は事前に病院に連絡をし、担任職員が付き添い、処置に必要な ①の情報と子どもの既往歴やアレルギーの有無等を医師に伝える

- ⑥保護者への対応は事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。
- ⑦治療費用等に関しては承諾書に基づき説明を担当職員から伝える
- ⑧園長又は代理は、事故後速やかに「事故発生の報告書」を制作し、事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策及び高度な対応について全職員で確認する

3、事故対応計画

園長又は代理は、事前に事故に対する計画を作成し職員に周知する

(1) 事前情報収集

- ①園長又は代理は園児の既往歴・アレルギーの有無・かかりつけ医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先など事故発生時に備えた情報を収集し記録する。
- ②園長又は代理は保育所の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し職員に周知する。
- ③園長又は代理は日常において保育所における医薬品の把握を行う。
- ④園長又は代理は、日常の保育所内の施設、遊具、保育室内、園庭においてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない。

(2) 事故発生時対応フローチャート

- ①園長又は代理は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート（別紙）にしたものを作成し、全職員に配布し、周知徹底を図らなければならない

(3) 園外での保育活動についての諸注意 園外保育に行く場合は事前に下見に行き危険箇所や注意箇所を確認する。また、子ども一人ひとりの行動特性や性格を把握することも大切である。保育所を出る際には、子どもに危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

- ① 園外保育へ出発前に担当職員は、子どもの人数を把握し引率教員全員に周知する。(どの携帯を持参しているか周知。ホワイトボードに書いてから出発する。)
- ②園外保育へ移動際に交通車両や信号などにおいて危険を予測できるような場面においては、引率の職員同士で園児に注意の声掛けを積極的に行うようにする。
- ③目的地にて視界の利かない範囲や固定遊具には必ず職員が付き添うようにする。また、常に子どもの動きに注意を払い人数確認を怠らないようにする。
- ④帰園時は園長又は主任に報告とともに帰園した旨を伝える。

保護者・職員間への緊急連絡について

みどり保育園では個人情報保護法による個人名簿の見直しから連絡メールシステムを活用しメールの一括送信をおこなっている。その為、各担任は確実にメールを受け取り、既読しているか責任をもって確認をする必要がある。

1、緊急連絡をしなければいけない場合について。

(1)緊急連絡をする対象

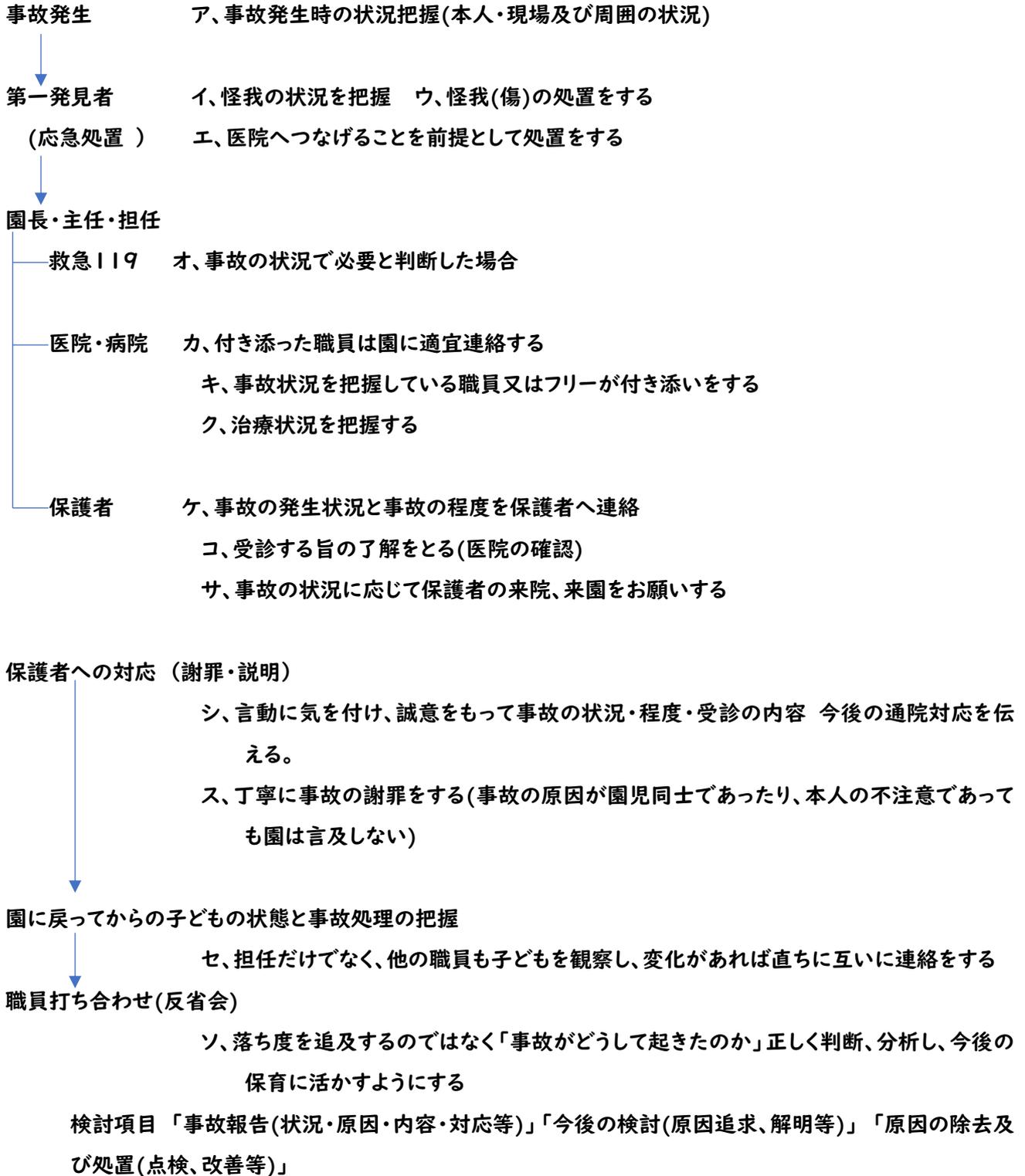
- ①自然災害・人災等で保育所を休園や、時間変更し登園・降園する場合
- ②園長の判断により伝染病などにより出席停止者が園全体、又はクラスの2割を超え、園閉鎖などの措置をとる場合。
- ③雨天で行事などの開催を中止する場合。
- ④園長が休園の措置を取らなければならないと判断した場合。

(2)緊急連絡時のフローチャート

- ①園長又は代理は、緊急連絡時の対応をフローチャートにしたものを作成し、全職員に配布し周知徹底を行わなければならない。

別紙I

事故発生フローチャートI《保育所内で事故が発生した場合》



別紙2

事故発生時対応チャート<<園外で事故が発生した場合>>

事故発生

ア、事故発生状況の把握(本人・現場及び周囲の状況)

第一発見者

イ、速やかに他の職員に声かけをする

ウ、情報は正確に把握し、指示決定する

救急119—病院

エ、事故の発生状況により、適切な行動・連絡をする。連絡先の順序は状

保育所

に応じて対応する

オ、病院等への移送は職員が同伴し、状況伝達・治療等を把握する

保護者

カ、保育所へは適宜報告し指示を仰ぐようにする。

キ、事故の発生状況と事故の程度を伝達し、医療機関にかかる場合は受診する旨の了解をとる事故の状況に応じて保護者の来院・来園をお願いする

園に戻ってからの子どもの対応と事故処理の把握

ク、担任だけでなく、他の職員等も子どもの観察を継続し変化があれば

ただちに連絡をする

お迎え時の対応 (謝罪・説明)

ケ、言動に気をつけ誠意をもって、事故の状況・程度、受診の内容、今後の通院対応、担当から治療費の説明を行う。

コ、丁寧に事故の謝罪をする。事故の原因が園児同士であったり、本人の不注意であっても言及しない

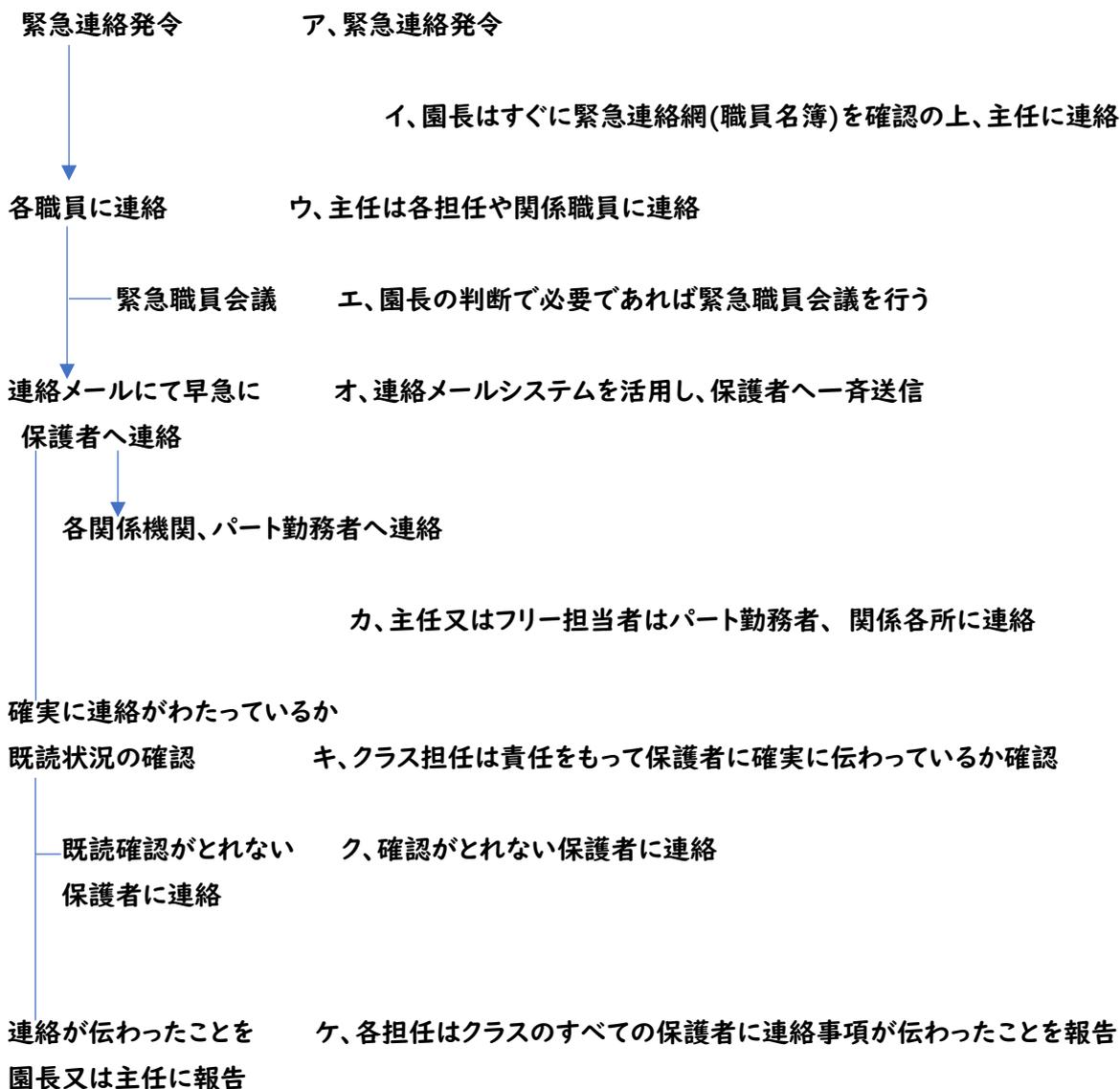
職員反省会

日を置かず、速やかに行う

サ、落ち度を追及するのではなく「なぜ事故が起きたのか」を正しく判断分析し、今後の保育に活かすようにする

別紙3

緊急連絡フローチャート<<園長が緊急連絡を発令した場合>>



誤嚥

食事のときに食べ物をのどに詰まらせてしまったり、おもちゃを飲み込んで呼吸が苦しそうにしたりする場合など窒息が疑われるようなときには、緊急対応を行う。緊急対応として以下の方法を試みる。

■乳児が飲み込んだ場合



- ①胸にまたがらせて頭を下げます。
 - ②軽く握った手で、左右の肩甲骨の間をたたきます。
- ※口の中に入れて指を入れて異物を取ろうとすると、奥に押し込む可能性があるため、行ってはいけません。

■幼児が飲み込んだ場合



- ①上半身を低くして背中を強くたたきます。
 - または、みぞおちを強く押し上げます。
- ※乳児に対して行ってはいけません。

心肺蘇生法

■心肺蘇生法の基本は、胸骨圧迫と人工呼吸です。胸骨圧迫だけでも、人工呼吸だけでも、何かをするその勇気がお子さんの救命につながります。

■様子がおかしいと思ったら大声で助けを呼んで、以下の心肺蘇生法の手順を開始しましょう。

■心肺蘇生法はなるべく固い床の上で行ないましょう。

1 声をかけながら足の裏をたたく

2 大声で119番とAEDを依頼
※あなた1人のときは、まず119番通報を

3 胸とおなかを見る(呼吸を見る)

4 必ず胸骨圧迫

乳児 (1歳未満)
両乳首の間に指2本をあて、胸の約1/3の深さまで強く押し込む。1分間に100回以上のペースで押す。

できれば人工呼吸
ひたいに手をおき、指であごを上げる。乳児の口と鼻を大人の口でまとめておおい、胸が軽くあがるくらいの量を1秒かけて2回ふきこむ。※幼児は鼻をつまんで口から息をふきこむ。ふきこまないときは鼻をつまんでいた箇所をはずす。

幼児
両方の乳首を結んだ線上を両手の手のひらの付け根でしっかり押す(しっかり圧迫できれば片手でもよい)。

泣き出すが、救急隊と交替するまで繰り返し続けましょう

様子がおかしい → 反応がない → ちゃんと息をしていない → 30回 / 2回

AED

意識がない、呼吸がないというときにAED(自動体外式除細動器)が働いたら、すぐ電源を入れ、自動音声による指示に従って使います。電気的な刺激で心臓を動かします。1歳以上8歳未満の子には小児用電極パッドを但し、2つの電極パッドが重ならないようにしてください。

*AED: 電気ショックを与えて心臓の動きを正常にする医療機器(自動体外式除細動器)。

子どもが自分で力強く咳をしている場合は、異物が出てくる可能性があるためそばで様子をよく観察する。口の中に異物が見えない時に指を入れてかき回すと口の中を傷つけたり、嘔吐を誘発したりするほか、かえって奥に押し込んでしまうこともあるので危険である。異物で完全に気道が閉じてしまうと、息ができない、咳ができない、声が出せない状態になってしまうので絶対に行わない。また、あらかじめ子どもが誤嚥しやすい食材などを知っておくことや年齢や子どもの様子にあったおもちゃ選びも重要である。誤嚥しやすい食材を提供する場合は小さく切るなどの対応を講じる必要がある。

誤嚥しやすい食材

餅、豆類、ぶどう、ミニトマト、飴玉、グミ、ゼリー、マシュマロ、パンなど

不審者が侵入したときの対応

I 総則

(1) 目的 本マニュアル(ひな形)は、施設において不審者の侵入等危機事案が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、園児、職員の生命、身体等への被害を防止・軽減するため、基本的事項を定める。

(2) 基本的事項(職員の基本的な心得)

ア 園児の安全確保を最優先する。

入所者が危機にさらされている場合は、当該危機から脱出させることを第一に考える。また、入所者の安全確保のために、そのままの場所に留めるほうが良いのか、別の場所に避難すべきか、判断し、即応する。

イ 職員自身の安全を守る。

園児の安全確保に加え、職員自身の身の安全の確保を行うことは当然である。ここで特に重要となることは、一人で対応するのではなく、複数の職員で対応することである。様々な場面を想定したうえで、どのように他の職員と連携が取れるかを検討し、職員間で共通の認識を持つ必要がある。

ウ 一刻も早く警察に連絡する。

不審者の身柄の拘束は警察に委ねる。少しでも危険が想定される場合は、一刻も早く警察(消防)に連絡すること。結果的に、通報するまでもないような案件であったという場合もあるが、それを心配して通報が遅れるということがないようにする(空振りであってもかまわない)。また、危機的な混乱した状況の中では、警察や消防に連絡したのかどうか不明な場合もありうる。「たぶん連絡しただろう」ではなく、「重複してもかまわない」と心がけること。

ア 不審者かどうかのチェック

(ア) 受付を通っているか

・受付を無視したり、不審な言動をしたりしていないか。

(イ) 声をかけて用件を尋ねる

・用件が答えられるか。また正当なものか。

・外来者が家族であれば、入所者の氏名等が答えられるか。

・職員に用件があるのであれば、職員の氏名等が答えられるか。

(ウ) その他

・不自然な場所に立ち入っていないか。

・凶器や不審なものを持っていないか。

・不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

イ 退去を求める

不審者かどうかのチェックを行い、正当な理由のない者には、丁寧に退去を求める。

(ア) 他の職員にも協力を求める。

(イ) 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去を求める。その際、身を守るために

1 ~ 1.5m離れる。

(ウ) 以下のような場合は、不審者として警察に通報する。

- ・無理に立ち入ろうとする。
- ・退去の要請に応じようとしめない。
- ・暴力的な言動をする。

(エ) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。

(オ) 再度侵入したり、施設周辺に居続けたりする可能性があるため、対応した職員はしばらく様子を見る。

(カ) 必要に応じて、警察に報告し、パトロールを要請する。

ウ 危害を加える恐れはないかのチェック

退去を求めても応じない場合は、入所者に危害を加える恐れがないか速やかに判断する必要がある。

(ア) 所持品に注意する

- ・凶器を所持していたら、直ちに警察に通報する。
- ・不審者が興奮しないよう、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ
- ・凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

(イ) 言動に注意する

- ・暴力を行使しようとしていないか。
- ・制止を聞かず、興奮状態でないか。
- ・言動が不自然であったり、要領を得ないことを言ったりしていないか。

エ 隔離・通報する退去要請に応じない場合や建物内に侵入した場合は、隔離・通報する。

(ア) 凶器を持っていない場合は、応接室などあらかじめ決めておいた場所に案内し、隔離する。

その際、不審者は先に奥へ案内し、対応者は後から入口付近に位置し、扉は開放しておく。

対応は複数の職員で行う。

(イ) 暴力行為抑止と退去の説得をする。

(ウ) 警察に通報するとともに、職員に周知する。職員への周知方法は予め定めておく。

※110番通報の要領

- ・局番なしの「110」をダイヤル(携帯電話も同様)
- ・「〇〇です。男(女)が侵入して暴れています。すぐ来てください。」
- ・その後は質問に答える形で、通報者氏名、場所、電話番号などを落ち着いて知らせる。

※非常通報装置の要領(装置を設置した場合は、機械の動作確認を行うとともに、通報後の連絡フ

ロー等も確認しておくこと) *今後導入を検討中

オ 園児の安全を守る

隔離できない場合は、身近にある用具を用いて適当な距離を置き、複数の職員で取り囲むなどして、移動を阻止し、被害が発生しないようにする必要がある。避難が必要な場合には、安全に入所者を誘導する。

(ア) 防御（暴力の抑止と被害の抑止）する

① 応援を求める

- ・大声を出す。
- ・通報装置等で知らせる。

② 不審者との距離をとり、移動を阻止する

- ・さすまた、催涙スプレー等の利用
- ・傘、消火器、机、椅子など近くにあるものを何でも活用

(イ) 園児を掌握し、安全を守る

① 日中活動中は、担当者が掌握し、安全を守る。

② 避難の誘導をする

- ・被害の拡散を防止するため、避難が可能な場合は、状況に応じて避難の誘導をする。施設外の避難場所は予め定めておく。

カ 負傷者がいるかのチェック

不審者が暴力行為を働いた場合は、入所者や職員が負傷することが考えられるため、情報収集できる体制を整えておく。

(ア) 日中活動中は、担当者が掌握し、報告する。

(イ) 施設外の避難場所に避難している者がいないか確認する。

キ 応急手当 負傷者がいる場合は、速やかに 119 番通報し、救急隊の到着まで応急手当てを行う。

4 事後対策

(1) 復旧・復興の推進

ア 情報の整理等 不審者の暴力行為等により、園児や職員に負傷等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、家族等への説明、報告書の作成等が必要となる。

(ア) 対策本部の設置、活動開始

(イ) 情報収集

- ・窓口を一本化し、経過等を整理しておく。

(ウ) 家族等への説明

- ・できるだけ速やかに家族等に連絡し、施設又は病院に急行してもらう。
- ・報道機関等へは情報を整理し、適宜提供する。
- ・家族等への説明会の開催。
- ・他の園児、職員への心のケア

(2) 対応マニュアルの見直し実際にマニュアルが機能するかどうか、警察等の協力を得た訓練等をもとに検証し、定期的に見直し、改善を行う必要がある。

ア 見直し、改善にあたってのチェックポイント

- (ア) 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- (イ) 施設設備、園児の状況に変化はないか。
- (ウ) 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- (エ) 防犯訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- (オ) 先進施設の事例や社会情勢の変化等から、自施設に不足している項目はないか

